

電子委任状の普及の促進に関する法律案新旧対照条文

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>		
<p>一〇五十の三（略）</p>			<p>一〇五十の三（同上）</p>		
<p>五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p> <p>（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第 号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>			<p>五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録</p>		
<p>（一）電気通信事業法（昭和五十</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p>	<p>（一）（同上）</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>

五十四～百六十(略)	<p>電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項(電子委任状取扱業務の認定)の認定電子委任状取扱事業者の認定(更新の認定を除く。)</p>	認定件数	一件につき 九万円		
		<p>五十三の二 認定電子委任状取扱事業者の認定</p>	<p>五十二・五十三(略)</p>	<p>九年法律第八十六号) 第九条(電気通信事業の登録)の電気通信事業者の登録(更新の登録を除く。)又は同法第十三条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第十条第一項第二号(電気通信事業の登録)の業務区域の増加に係るものに限る。)</p> <p>(二) 電気通信事業法第八十五条の二第一項(登録講習機関の登録)の登録講習機関の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(三) 電気通信事業法第八十六条第一項(登録認定機関の登録)の登録認定機関の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>十五万円</p> <p>登録件数 一件につき 九万円</p> <p>登録件数 一件につき 九万円</p>
五十四～百六十(同上)	(新設)	<p>五十二・五十三(同上)</p>	<p>(二) (同上)</p> <p>(三) (同上)</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p>